

## 第7回香南市農業委員会議事録（令和元年7月）

1. 開催日時 令和元年8月1日（木） 午後1時30分から午後2時58分
2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室
3. 出席委員（35人）
  - 農業委員（18人）  
1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）
  - 農地利用最適化推進委員（17人）  
1番小松英介、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、12番久武光顕、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享
4. 欠席委員
  - 17番加藤 明
  - 2番松山 好推進委員、11番末久直樹推進委員
5. 議事日程
  - (1) 開 会（会長）
  - (2) 議事録署名委員の指名 12番久武恵一 11番藤村和明
  - (3) 議 事
    - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第4号 非農地証明について
    - 議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約について
    - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
    - 議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件

  - ①農地のあっせん申し出について 売り渡し(1件)、貸し付け(1件)
  - ②香南市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について
  - ③農地パトロールについて
6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦  
農業委員会事務局次長 立仙 泰章  
農業委員会事務局主任 鮫島加代子

## 7. 会議の概要

議長 　ただ今から第7回香南市農業委員会を開催致します。  
梅雨明け後の蝉しぐれが、暑さをかきたてております。  
連日の猛暑の中、稲刈りが行われる時期になってきました。くれぐれも夏バテしないように、体に気を付けて頑張っていたきたいと思っております。忙しい中、出席をいただき、ご苦労様でございます。  
最初に本日の出席委員の報告を願います。

（ 開会 13時41分 ）

事務局 　本日の出席委員の報告を行います。本日の出席委員は18名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

　なお、17番加藤委員と連絡が取れませんので遅れるかもしれません。本日欠席の連絡がありましたのは、2番松山推進委員と11番末久推進委員です。

議長 　議事日程に従いまして本日の会議を開きます。本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。12番久武委員、13番藤村委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

議長 　最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
それでは、事務局より説明を願います。

事務局 　農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号31番の説明をいたします。

申請地は吉川町古川字三木754番1外4筆。地目は田、面積は1,490㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号31番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば11番農業委員さんお願いたします。

11番 　今までずっと草が生えて、放ってあった土地で、買う人が水稻を作るということで喜んでおります。問題ないと思っております。

事務局 　続きまして、受付番号32番の説明をいたします。

申請地は赤岡町字青井1138番1。地目は田、面積は1,297㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は交換です。これは先月5条申請受付番号14番の土地、香我美町字マガリ1144番1、1144番5、合計1,178㎡との交換となりますので、許可になった場合、許可書は5条許可と同日付で許可することとなります。受付番号32番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許

可要件の全てを満たしていると考えます。  
補足説明があれば12番農業委員さんお願いします。

12番 集落営農の会長でもあり問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号33番の説明をいたします。  
申請地は吉川町吉原字城ノ前1190番1。地目は田、面積は1,382㎡です。  
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号33番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。3条3件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局より説明を願います。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきまして受付番号6番の説明を致します。  
申請地は、香我美町山北字四坊野518番外1筆、地目は田、面積は1,455㎡の内237.29㎡です。  
位置図及び配置図は1ページから3ページ、現況写真は1ページをご覧ください。

申請地は、重要文化財安岡家住宅の南に隣接する農地で、安岡家住宅保存修理工事の作業ヤードとして平成24年12月から一時転用をしておりましたが、計画通り本年6月30日までに現状復旧されております。本年12月末までに、すべての工事が完成し、一般公開をするにあたり、県道からの進入通路を新たに設置するものです。

これまで安岡家への進入については、申請地東側の道路を使用していましたが、この道路は里道と合わせて申請者と道路東側の居住者とが土地を出し合って設置している道で、文化財公開に資する道路としては使用できなとの判断です。

周囲の状況は、北は水路・里道を挟んで申請者所有の山林(現況宅地)、西と東は申請者所有の田、南は県道山北野市線です。

造成につきましては、基礎は砕石の上にコンクリートを打設し、県道と高さを合わせるため、現在の高さから60cmの盛土をします。通路の幅員は法下で5m、通路部分は、3mで砕石敷きとします。県道との間にはコンクリート床板を設置

します。このコンクリート床板設置については工事許可・占用許可ともに県中央東土木事務所と協議済です。

排水につきましては、雑排水は発生しませんので、これまでどおり自然浸透のみです。

申請地残地西側と県道を挟んで南側に農地がありますが、日照・通風を阻害する要素はなく、県道の道路幅員も8.6mあるため、営農に被害を与える恐れはないと考えます。

農地の区分としましては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の敷地面積の1/2を超えない面積分の拡張」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7番 事務局からも説明がありましたが、そこに行く道がないということで新たに進入路をとるということで別に問題はないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。4条1件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により許可に同意し、意見書をつけまして知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、受付番号17番の説明をいたします。

申請地は野市町西野字ハノ丸136番2、地目は畑、面積は641㎡の内429.76㎡です。位置図及び配置図は4ページから5ページ、現況写真は2ページをご覧ください。

申請地は、高知県立青少年センターの北西に位置し、自己住宅を建築するするものです。

周囲の状況は、北は市道無線受信所線を挟んで宅地、西は譲渡人名義の畑(残地)を隔てて宅地、南は同意のある畑、東は宅地です。

造成につきましては、盛り土は30cmで、周囲をコンクリート擁壁で囲みます。駐車スペースはコンクリート敷きで、それ以外の部分は碎石敷きです。

排水につきましては、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理しますが、申請地の周囲には公共の水路がありません。そのため、申請地内に新設する側溝を東側隣接宅地の側溝と接続し、その東側の既設水路に排水する計画です。雨水も同じ経路で排水します。このことについては、東側隣接地の所有者、地元の田役協議会、放流先の高知県教育委員会の同意を得ております。

農地の区分としましては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 問題はないと思います。

事務局

続きまして、受付番号18番の説明をいたします。

まず、本件農地については、平成29年5月10日付で今回の申請者の親族から太陽光発電施設設置のための5条申請が提出され、同年6月2日の農業委員会において承認された後、高知県知事に送付していましたが、審査の過程で添付書類が整わず、許可が長らく保留となっております。今回の5条申請にあたり、令和元年5月21日付で許可申請の取り下げ書が提出され、高知県知事に受理されております。

それでは説明いたします。

申請地は香我美町徳王子字花散里1389番2。地目は田、面積は653㎡です。

位置図及び配置図は6ページ7ページ、現況写真は3ページをご覧ください。

申請地は、香南市徳王子公民館から東へ約300mに位置し、太陽光発電施設を設置するもので、太陽光パネル200枚、パワーコンディショナー7台を設置する計画です。

転用許可の日から20年間の賃貸借という形になっており、賃貸借契約書において、賃貸借の期間満了時には原状回復して返還する旨が明記されております。

周囲の状況は、北は市道広本北天皇線を挟んで宅地及び畑、西は賃貸人名義の田、南は山林、東は同意のある田畑です。

造成につきましては、盛り土切土はせず、太陽光パネルの底地は碎石敷き、外部から侵入できないよう、周囲には1.2mのフェンスを設置する計画です。

排水につきましては、雨水のみのため自然浸透です。

農地の区分としましては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 事務局の説明もありましたが、以前に1度処理をした案件の再申請で問題ないと思います。

議長

事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

ないようでしたら採決に入ります。5条2件、許可に同意される方は挙手願います。

議長

全員挙手により許可に同意し、意見書をつけてまして知事に送付いたします。

議長

続きまして、議案第4号非農地証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

受付番号11番の説明を致します。

申請地は、夜須町夜須川字常光ヤシキ1975番1外2筆、地目は畑、面積は433㎡と、夜須町夜須川字北クシガ谷1747番、地目は田、面積668㎡の

計4筆で合計面積は1,101㎡です。

位置図及び配置図は8ページ9ページ、現況写真は4ページ5ページをご覧ください。便宜上①～④の番号を記載しています。

申請地のうち畑3筆は、昭和64年以前から耕作しておらず、雑木が繁茂しております。田1筆は、昭和53年以前から杉・ヒノキの植林を行っており、山林となって現在に至っております。

補足説明があれば4番農業委員さんお願いします。

4番 事務局の説明どおりで問題ありません。

事務局 受付番号12番の説明を致します。

申請地は、香我美町山北字八王子平3300番、地目は山林、面積は6,155㎡です。

位置図及び配置図は10ページ、現況写真は7ページをご覧ください。

申請地は山林をみかん畑にしていたのですが、畑まで徒歩で30分以上かかり、また高齢のため管理が難しく、採算も取れなくなったことから、平成4年にヒノキを植林し、山林となって現在に至っております。

補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7番 最盛期にはみかん畑にしていたところですが、すでに植林されておまして、別に問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。非農地証明2件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により許可に同意ということに決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 受付番号25番の説明を致します。

申請地は野市町西佐古字宮ノ東887番1。地目は田、面積435㎡。

賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で、解約後は農地転用を予定しているという事です。

続きまして、受付番号26番の説明を致します。

申請地は香我美町岸本字スノ丸1467番。地目は田、面積2,970㎡。

賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合（病気療養のため）による解約で、次の耕作者は決まっているとの事です。

続きまして、受付番号27番の説明を致します。

申請地は香我美町岸本字スノ丸1468番外1筆。地目は田、面積4,576㎡。

賃貸人、賃借人は議案書記載の方で、解約理由は26番と同じ賃借人ですので同じ理由（病気療養のため）による解約で、次の耕作者は決まっているとの事です。

続きまして、受付番号28番の説明を致します。

申請地は野市町土居字寺ノ辻859番1外2筆。地目は田、面積3,187㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で、次の耕作者は決まっているとの事です。

議長 事務局の説明が終わりましたが何か質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、おはかりいたします。農地法第18条の規定による合意解約について4件ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしということで申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いいたします。  
全員確認していただいたでしょうか。それでは、おはかりいたします。  
議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定16件、所有権の移転3件、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め承認することとします。

議長 続きまして、議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について1件ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について事務局より説明を願います。

事務局 ①農地のあっせん申し出について売り渡し1件、貸し付け1件出ております。また何か情報がありましたら事務局の方までお願いします。

事務局 続きまして②香南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正について、現在の規則は11条で「欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規則に定める手続に基づき、委員の補充を行うものとする。」となっております。以前から説明していますとおり現在の2名の欠員では補充できないという事になっていますので、それについて「香南市農業委員会は推進委員の欠員が生じた区域において、その所掌事務に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、この規則に定める手続に基づき、推進委員の補充に努めなければならない。」と、補充ができる案としました。2項では現行どおりの形としました。

議長 ③農地パトロールが時間がかかるかもしれないので、①②について審議します。  
①農地あっせん申し出について売り渡し1件、貸し付け1件、これについて発言のある方はお願いします。(発言なし)

- 議長 次に②香南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正について発言のある方はお願いします。
- 14番 改正後の補充について、これはいつ認められて、いつから施行されるのか。
- 事務局 今日、お諮りして承認されれば、決裁を取って施行される形になります。そんなに時間はかからないと思います。
- 14番 今日諮るという事ですか。
- 議長 今日、お諮りし改正後募集ということになります。
- 事務局 改正をここで諮って、皆さんが賛成するということになれば、改正に向けての手続きができるので、決裁を取って告示もしなければいけないので、その期間が若干あると思います。規則改正が完了したら募集になるので、委員が決まるまでは少し時間はかかると思います。詳しくは調べていませんが。
- 12番 高知市がこの規則を作っているということだったが、実際運用したことがあるのか。
- 事務局 そこまでは調べていません。
- 12番 農業委員と推進委員は同じような立場で当然守秘義務等もあると思うので、活動のためには必要だと思うが、ここで簡単に改正していいものか。
- 1番 推進委員は農業委員会で決定するもので、守秘義務等は同じであるが。
- 6番 もともと欠員があって何とか補充する方法をとということで、規則の改正をしないと補充ができないので、この改正案がでたので、これで補充ができるようになるのであれば、いいのではないのでしょうか。高知市がどうかは関係ないと思います。
- 12番 補充そのものは良いと思うが、規則で良いものか。
- 1番 農業委員は募集し議会の同意を得て市長が任命するもの、推進委員は募集し農業委員会で決定するので、農業委員会で規則を定めて運用をしているので問題ないと思います。
- 14番 募集をかけて、その中で農業委員会で決定するということですね。決定していつからになるのか。
- 議長 前任の残任期間になる。ここで諮って了承されれば次の段階に行くという事になります。
- 4番 規則の改正ということで諮っているが、その他の件で良いのでしょうか。

事務局 総務課の方にも確認をして農業委員会の規則であり、農業委員会で決裁を取れば改正は可能であるということで確認を取っていますので、ここでご審議いただいて問題ないと思います。

議長 お諮りを致します。推進委員の補充11条の改正について、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 続きまして、③農地パトロールについて事務局より説明願います。

事務局 農地パトロール（利用状況調査）調査員割当表の事務局案をおしめししていただいています。封筒にカラーの図面と白地図を入れてあります。航空写真の方については取り扱いには注意していただき、日々の業務等、調査後にご活用いただきたいと思います。

調査区分の考え方、実施方法について説明。

新しく導入しましたタブレットについては、個別に使用方法について説明します。空いておれば調査に職員が同行し操作説明することも可能であります。現在地がGPSでわかるので筆の見間違い等は減ると思います。昨年のデータも入っている。現地調査内容、写真の添付が、その場でできます。調査数の少ない地区（赤岡、岸本、徳王子）については従来通りの調査で、それ以外の地区についてはタブレットで調査をお願いします。

議長 この件について発言のある方はお願いします。

5番 1号農地の考え方で、農地パトロールが済んでから草を刈っているところがある。

推進委員 パトロールが終わってから刈っているのはどうか。

事務局 すべて完璧にというのは中々難しいと思う。年に何回か刈っているのがわかっていたら調査の時点で外すのは構わないと思う。その判断ができなかったら、1号農地を出していただいて、その後、利用意向調査をするので、その時に地権者の方から草刈りしてますよといった申し出があるので、その時点で事務局で外す処理をします。

14番 タブレット3台ということですが、各地区で使用できる割り振りはどうなっているか。計画表などを作ってほしい。

事務局 わかりました。

議長 他に質問はございませんか。

13番 先程、推進委員さんの補充について良しという事になりました、推進委員さんも若い人や女性をと色々な意見が出てくると思います。皆さんの中で推薦したら

議長            どうかという人がおりましたら、知らせていただいたらと思います。  
                  他にございませんか

事務局            お手元に農業者年金のパンフレット等配っております。前回の会で資料をとい  
                  う事でしたので、構えさせていただきました。

議長            他にございませんか。  
                  ないようでしたら、以上で第7回香南市農業委員会を終了いたします。どうも  
                  ありがとうございます。  
                  なお、次回の農業委員会につきましては9月3日（火）午後1時30分から、  
                  この場所で行いますのでよろしくをお願いします。

（ 閉会 14時58分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会            長